

令和6年度公立大学法人宮城大学 グリーン購入の推進に関する計画



令和6年5月
公立大学法人宮城大学

令和6年度公立大学法人宮城大学グリーン購入の推進に関する計画について

【凡例】

- ・グリーン購入促進条例：グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）
- ・グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・国基本方針：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5（2023）年12月閣議決定）
- ・手引き：グリーン購入の調達者の手引き（令和6（2024）年2月）

1 目的

この計画は、グリーン購入促進条例第11条第1項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により、令和6年度における特定調達物品等の調達に関する事項について定めるものです。

2 定義

- (1)「グリーン購入」とは、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいいます。
- (2)「環境物品等」とは、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品等をいい、具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。
 - イ 再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - ロ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - ハ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- (3)「特定調達品目」とは、重点的にグリーン購入を推進すべき環境物品等の種類をいいます。
- (4)「特定調達物品等」とは、特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。
- (5)「物品の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含まれます。

3 特定調達品目

本計画における特定調達品目は、別紙1のとおりです。

4 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

別紙2のとおりです。

5 調達目標及び調達実績

各特定調達品目の調達目標及び令和4年度の調達実績は、別紙3のとおりです
なお、特定調達物品等の調達実績は、環境政策課ホームページ等で公表します。

6 特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため、環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし、調達においては、「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」に基づき、県に登録している当該事業者から優先的に調達します。

別紙１ 特定調達品目

本計画における特定調達品目は、以下のとおりです。

※「単位」は、調達実績を集計する際の単位を示しています。

1 紙類

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
1	コピー用紙	枚
2	フォーム用紙	枚
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚
4	塗工されていない印刷用紙	枚
5	塗工されている印刷用紙	枚
【備考】 「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。		

2 文具類

物品 番号	特 定 調 達 品 目	品目の解釈・製品例	単 位
6	シャープペンシル	ノック式（ホルダー式含む。）・回転式のシャープペンシル、複合筆記具（シャープペンシル+他の筆記具等）。	本
7	シャープペンシル替芯	0.2、0.3、0.4、0.5、0.7、0.9、1.2、1.3、2.0等の直径の芯。色芯も含む。	ケース
8	ボールペン	油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインキボールペン（多色ボールペンを含む。）。	本
9	マーキングペン	油性マーカー・水性マーカー、蛍光ペン、ホワイトボードマーカー、ペイントマーカー、名前書き用マーカー、筆ペン、サインペン、OHP マーカー。	本
10	鉛筆	鉛筆、色鉛筆（紙巻軸・プラスチック製軸を含む。）	本
11	スタンプ台		個
12	朱肉		個
13	定規	直定規、三角定規、分度器、三角スケール、曲線や図形等を描くための定規。	個
14	トレー	書類用、小物用、ペン用、硬貨用（カルトン）。書類用で複数が重なっている（重ねられる）もの、決裁箱。	個
15	消しゴム	ペン型繰り出し式消しゴムを含む。	個
16	ステープラー（汎用型）	NO.10の針を使用するハンディタイプのもの。	個

17	ステープラー（汎用型以外）	汎用型以外のもの（大型ステープラー、付加機能（フラットタイプ、軽とじタイプ、針収納タイプ、中とじタイプ等）を付した No. 10 の針を使用するもの、針を使用しないもの）。	個
18	ステープラー針リムーバー		個
19	連射式クリップ（本体）	紙をガイドに挿入し、連続してコの字型の再利用できるクリップを繰り出してとじる紙とじ具。（本体のみで、クリップは含まれない。）	本
20	事務用修正具（テープ）	修正カバーテープを含む。	個
21	事務用修正具（液状）		個
22	クラフトテープ	主に梱包等に用いる、紙をテープ基材として片面に粘着剤を塗布したテープ。表面に文字が印刷してあるものを含む。	巻
23	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	表面に文字が印刷してあるものを含む。	巻
24	両面粘着紙テープ		巻
25	ブックスタンド	複数の仕切りが一体化されたもの。2枚の仕切りが一枚ずつ独立したもの（ブックエンド）。	個
26	はさみ		個
27	マグネット（玉）	磁性体（磁石等）を樹脂等でカバーした円状のもの	個
28	マグネット（バー）	磁性体（磁石等）を樹脂等でカバーした棒状のもの	個
29	カッターナイフ	片手で簡単に持ち運びができるハンディタイプのもの。	個
30	カッティングマット		枚
31	デスクマット		枚
32	OHPフィルム	OHP で文字や図等を投影するための光透過性の樹脂フィルム。	枚
33	のり（固形）（補充用を含む。）	貼ってはがせるのり（固形）を含む。詰替え用カートリッジを含む。	本
34	のり（テープ）	貼ってはがせるのり（テープ）を含む。	本

35	ファイル	●穴をあけてとじるファイル フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル（片開き、両開き）、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Z ファイル ●穴をあけずにとじるファイル フォルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル（固定式、差替式）、スクラップブック、Z 式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、用箋挟（クリップボード）、ピン式ファイル、パンフレットファイル、図面ファイル（布製図面袋含む）、ケースファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル ●コンピュータ用データファイル（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式） ●その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般（替表紙、折目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類（文書）用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等）	冊
36	バインダー	●MP バインダー（マルチブロング、背メタル） ●リングバインダー（X 式、平てこ式、立ててこ式、てこなし） ●その他のバインダー（コガネ式、スライド式、横開き式） ●コンピュータ用データバインダー（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式）	冊
37	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル、バインダーのと同じ穴規格に対応した補充用品。	個
38	つづりひも		束
39	カードケース	①閲覧や掲示をする書類を折れや傷みから保護するための、一辺に挿入口がある薄い透明ケース。②カードを複数枚収納するボックス型ケース（名刺整理箱等）	枚
40	事務用封筒（紙製）	保存袋、クッション材入りのものを含む。	枚
41	窓付き封筒（紙製）		枚
42	ノート		冊
43	パンチラベル	書類のと同じ穴部分の補強、又は破損を防ぐために用いる裏面に粘着剤が塗布された小片の穴あきラベル。	袋
44	タックラベル	宛名用ラベル、タイトル用ラベル、OA 用ラベル	冊
45	インデックス		袋

46	付箋紙	ロールタイプも含む。	個
47	テープ印字機等用カセット		個
48	テープ印字機等用テープ		巻
49	名札（衣服取付型・首下げ型）	「職員の名札着用要綱」（平成 11 年 1 月 5 日付け人第 414 号総務部長通知）で定める名札を含まないものとする。	個

3 画像機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
50	トナーカートリッジ	台
51	インクカートリッジ	台

【備考】

- 「コピー機」とは、紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器をいう。
- 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 「拡張性のあるデジタルコピー機」とは、コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器をいう。
- 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 「プロジェクタ」とは、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタを含むものとする。
- 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせ構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。
 ア 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
 イ 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、放送又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。
 ア 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
 イ 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に

じて消耗部品を交換し、放送又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

- 8 「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。

4 オフィス機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
52	一次電池又は小形充電式電池	台
【備考】 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。 ① 裁断モーターの出力が500W以上のもの ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの 2 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機（リソグラフ等）をいう。 3 本項の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。 4 本項の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。 5 本項の対象とする「一次電池又は小型充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1型」「単2型」「単3型」又は「単4型」とする。		

5 制服・作業服等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
53	作業服	着
54	靴	足
【備考】 1 「制服」「作業服」「帽子」及び「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。		

6 ごみ袋等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
55	プラスチック製ごみ袋	枚
【備考】 本項の対象とする「プラスチック製ごみ袋」とは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処分に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。		

別紙２ 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

1 判断の基準

「判断の基準」とは、グリーン購入促進条例第10条第2項に規定する特定調達物品等（特定調達品目ごとにその判断の基準を満たす物品等）であるための基準です。

本計画では、グリーン購入法に基づく国基本方針に規定された「判断の基準」を満たすものが特定調達物品等に該当するものとして取り扱います。（当該基準を満たすものは「グリーン購入法適合商品」等と呼ばれます。）

なお、特定調達品目に宮城県グリーン製品として認定されている物品があり、当該製品を調達する場合は、上記の判断の基準を全て満たしているものとみなします。

※ 平成31年2月に閣議決定された国基本方針において、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、重点的に環境配慮を進めるべき品目を選定し、順次判断の基準に2段階のレベルが設定されることとなりました。

より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」が設定されています。（「基準値2」を満たすものは、特定調達物品等に該当します。）

2 配慮事項

「配慮事項」は、特定調達物品等であるための要件ではないものの、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項であり、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項となっています。

本計画で定められた特定調達品目については、上記1と同様に国基本方針に規定された「配慮事項」を準用します。

【参考】「判断の基準」に関する参考資料

本計画における特定調達物品等の「判断の基準」は国基本方針の規定に準じています。
国基本方針及びその参考として、以下の資料が公表されています。

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5（2023）年12月閣議決定）
特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。
- ・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和6（2024）年2月）
国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。
- ・「グリーン購入法〈文具類〉の手引」（一般社団法人 全日本文具協会）
国基本方針における文具類の判断の基準について解説した資料です。
ファイル・バインダーの対象範囲については、イラストを用いて解説されています。

※これらの資料は、環境省「グリーン購入法.net」に掲載されています。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

【参考】宮城県グリーン製品について

グリーン購入促進条例では、「グリーン製品認定基準」を定め、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

3 選択方法

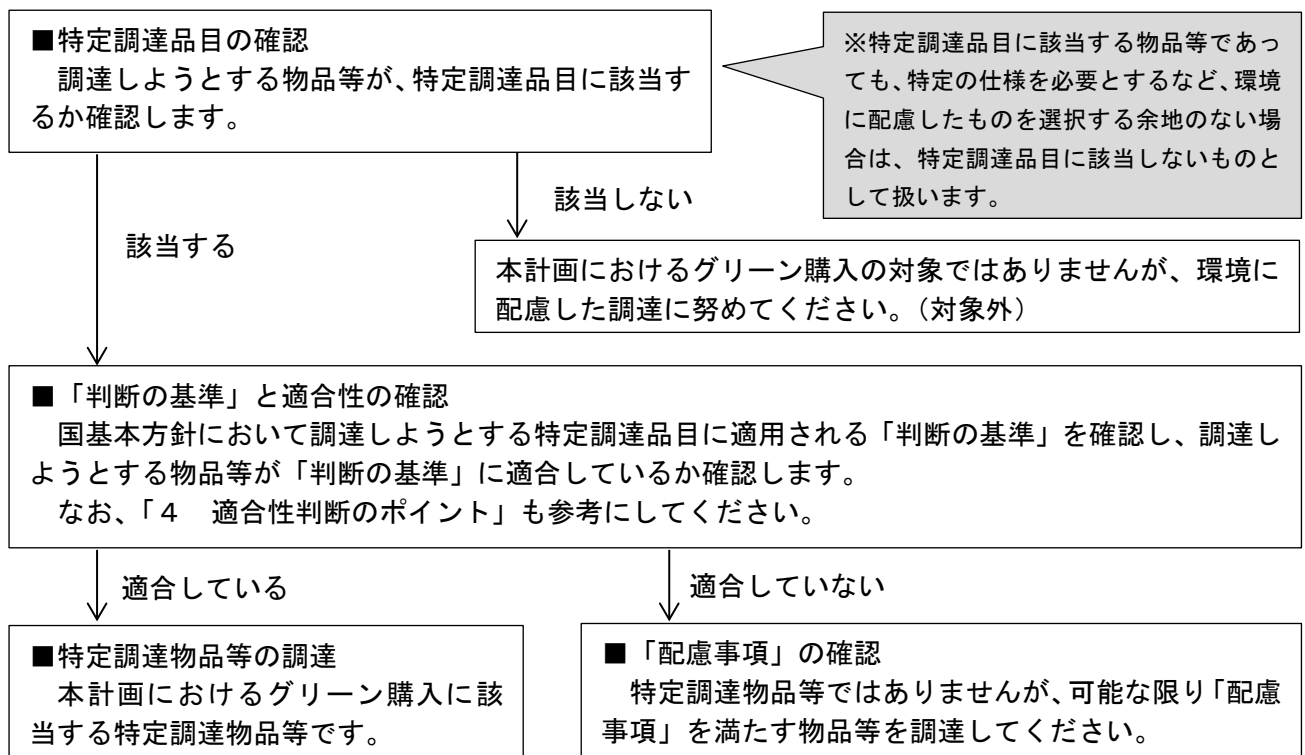
(1) 調達必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

(2) 役務及び公共工事以外の物品等を調達する場合

以下の手順により特定調達物品等を選択します。



(3) 役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する役務を調達するよう努めます。ただし、県内事業者では本計画の判断基準を満たす役務を提供することができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

(4) 公共工事の場合

別紙1の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は、工事目的物の要求品質、調達資材等の流通状況、工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で、原則として「判断の基準」に適合する資材等を調達するよう努めます。

また、調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は、価格、品質及び流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合は優先して調達してください。

ただし、必要とされる機能や性能等を有する資材等で、本計画の判断基準を満たすものが市場にない場合や、県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品等の調達が困難な場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適合性を確認することができます。

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通		1 本県の「事務用品の単価契約一覧＜集中調達用＞」に掲載されている物品等のうち、「特定調達品目」欄に○が付されている物品等は、「判断の基準」に適合しています。	
		2 製品カタログ等において、グリーン購入法に適合している商品であると表示されている物品等は、「判断の基準」に適合しているものと取り扱って差し支えありません。	グリーン購入法適合商品 ※統一ラベル等はありません。
		3 宮城県グリーン製品に認定されている物品は、「判断の基準」を満たしているものとみなします。	
1 紙類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	コピー用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値は外箱に記載されています。	
	印刷用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値は各社のウェブサイト等に公表されています。	
2 文具類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
3 画像機器等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
4 オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	掛時計	次のいずれかに該当するものは、「判断の基準」に適合しています。 ①太陽電池式（蓄電機能付きで一次電池不要）のもの ②太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能であるもの ③一次電池が5年以上使用可能であるもの	
	一次電（単1～単4形）	JIS マーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品（マンガン電池でないもの）は、「判断の基準」に適合しています。	

	小型充電式電池（単1～単4形）	充電式のニッケル水素電池等の小形充電式電池（二次電池）は、「判断の基準」に適合します。	
5 制服・作業服等	共通	エコ・ユニフォームマーク貼付品は、「判断の基準」に適合しています。	
		エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。手引き 88 ページに掲載されている表「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエコマークとの対応表」を参照してください。	
	帽子	PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。	
	制服・作業服、靴	PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。手引き 78 ページを参照してください。	
6 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		バイオマスプラマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	
		バイオマスマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、グリーン購入の取組を促進するために、平成 8 年 2 月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

この GPN が運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイトです。紙や文具、OA 機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用願います。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL : <https://www.gpn.jp/econet/>

別紙3 令和4年度調達目標と調達実績

特定調達品目の分類	調達目標	令和4年度 調達実績	目標 達成状況
1 紙類	99%	99%	○
うちコピー用紙	100%	100%	○
2 文具類	90%	33%	×
3 オフィス家具	—	—	—
4 画像機器等	90%	94%	○
5 電子計算機等	—	—	—
6 オフィス機器等	90%	92%	○
7 移動電話	—	—	—
8 家電製品	—	—	—
9 エアコン等	—	—	—
10 温水器等	—	—	—
11 照明	—	—	—
12 自動車等	—	—	—
13 消火器	—	—	—
14 制服・作業服等	90%	0	—
15 インテリア・寝装寝具	—	—	—
16 作業手袋	—	—	—
17 その他の繊維製品	—	—	—
18 設備	—	—	—
19 災害備蓄用品	—	—	—
20 ごみ袋等	90%	0	—